

## 公募型見積合せへの参加にあたっての留意事項

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）において公募型見積合せによる事業者の選定を実施するにあたり、当該見積合せに参加する者は、以下の点に留意すること。

### 1. 公募型見積合せの公告

法人が実施する公募型見積合せの公告は、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）に定める随意契約によることができる予定価格の範囲内の物件を対象として、法人のホームページ（以下、単に「ホームページ」という。）にて仕様書を掲載する。

### 2. 公募型見積合せへの参加要件

参加要件は次のとおりとする。

- (1) 契約規程第3条及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程実施細則第2条に該当しない者
  - (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない者
  - (3) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できる者
- 前各号につき、見積合せ終了後に、参加要件を満たさないなどの事実が判明した場合は、当該契約を無効とする場合がある。

### 3. 参加に係る質疑

参加にあたり質疑がある場合は、見積書提出期日の前日までに仕様書に記載の担当者まで電子メール（以下「専用アドレス」という。）にて問い合わせをすることができる。メール送信後は、担当者まで電話連絡を行うこと。なお、メールのタイトルは「質疑について（物品：〇〇）」などとする。

法人による質疑への回答は、質問者への個別の回答とする。

### 4. 見積書の提出

見積書は、提出期日までに専用アドレス宛にPDF形式など機種に依存せずかつ改変できない電子データにより提出すること。なお、メールのタイトルは「見積書の提出について（件名：〇〇）」などとする。

法人による見積合せの実施後、法人より契約の相手方に決定した旨の連絡を受けた者

は、速やかに見積書の原本を担当者まで持参又は郵送により提出すること。

**【見積書の記載事項】**

- ・宛名は「地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長 殿」とする。
- ・商号又は名称、住所、代表者職氏名、代表者印は、原則として落札後作成される契約書や請書への記入内容と同一とする。
- ・品名、規格及び数量等の詳記は、仕様を満たすこと。
- ・見積金額、消費税額等及び合計金額（税込）又は単価（税抜）を明記する。
- ・消費税額等は、外税（税別）方式で記入する。なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は切捨てとする。ただし、税抜金額が算出しがたい場合は、「税込」と表示のうえ、税込金額又は単価のみを記載することも可とする。

5. 契約の相手方の決定

法人は、提出期日到来後、契約の相手方を決定する。最低価格提示が複数者あった場合はくじにて決定する。なお、選定の結果は落札者に対してのみ連絡する。

6. その他

法人は、落札者を決定するまでに見積合せを中止する場合がある。中止の旨はホームページにて掲載する。

7. 本件に関する問合せ先

地方独立行政法人堺市立病院機構

法人本部 事務局 法人運営室

T e l : 0 7 2 - 2 8 9 - 7 0 3 1

F a x : 0 7 2 - 2 7 2 - 9 9 1 1